

1. 基本的な考え方

(1) 自主的・自発的に取り組む都市景観の形成

都市景観は、建築物と敷際を彩る生垣や塀、暮らしに必要な情報を提供する屋外広告物、あるいはまちなみをつなぐ道路、街路樹、公園等、様々な要素から形づくられており、それらは市民・事業者・NPOや行政等、各主体の取り組みの成果が目に見える形になって現れたものです。

ひとりひとりがわがまちをよくしていこうとする意識を持ち、自主的・自発的に日々の活動にいかすことができれば、おのずから良好な都市景観の形成につながります。できること・できる場所から取り組みをはじめていきましょう。



訪れる人への心づかいが表れる
アプローチ（庄内東町）

(2) 相互協力のもと取り組む都市景観の形成

良好な都市景観は、取り組む主体や世代等の違いをこえて景観の重要性を認識し、お互いの立場を理解しながら協力し合うことで形成されていきます。

ひとりではできないことでも、仲間が集まれば大きな力となります。最初はお互いの考えや主張に違いがあっても、わがまちをよくしていこうとする目標は共通しているはずです。立場が異なればなおさら、互いの意見に耳を傾けながら対話を重ね、進むべき方向性を共有しながら、互いの力を発揮し協力のもと取り組んでいきましょう。



地域のみなさんで取り組む
美化活動（新千里西町）

(3) 総合的な都市景観の形成

①状況に応じた都市景観形成

市民・事業者・NPO や行政等が自主的・自発的に、また互いに協力しながら取り組みを進めていくためには、景観の重要性を認識することが最も肝要なことから、市は理解や関心を深めてもらえるよう「PR・啓発」に取り組みます。

また、建築物の建設等に際しては、質の高いデザインを施すことが建築物等の価値を高めるだけでなく、地域全体の魅力の向上につながることを理解してもらいながら、良好な景観形成への意欲を引き出す「誘導」を進めることや、景観を悪化させないよう「規制」を行うこと等、これらを適切に組み合わせながら、時に柔らかく、時に厳しい景観形成に取り組みます。



歴史を感じさせる古いまちなみ（庄内東町）

②関連施策の活用による都市景観形成

都市景観は、土地利用や道路、公園・緑地、歴史・文化やコミュニティ、さらには商工業等、様々な分野の取り組みが有機的に結合して形づくられてこそ、心地よいまちなみとなるだけでなく、まさに活力を与え地域の魅力を高めることにもつながります。

そのため、景観法や豊中市都市景観条例に基づく施策はもちろんのこと、景観形成に関連する法制度や施策を効果的に活用し、市の関連部局だけでなく国や府、近隣市等との連携を図りながら総合的な取り組みを進めていきます。

③地域の特性に応じた都市景観形成

本市の住宅地は、歴史を感じさせるまちなみから、洋風デザインのまちなみまで様々な特徴を有しており、また駅前等の活気ある商業地や工場・倉庫のまちなみ等、土地利用や地域ごとに特徴ある景観が形成されています。

まちの愛着を高め、都市としてのブランド力の向上につながる地域の特性に応じた景観形成に向けて、市が先導的に取り組む場合の他、市民・事業者等が地域単位でのまちづくり活動等をきっかけとして、約束事やルールづくりが進められるように支援する等、協働の取り組みを進めます。



工場のまちなみ（稲津町）

2. 活動範囲に応じた景観形成

景観形成は、ひとりひとりが取り組むものから、地域・地区単位で取り組むもの、全市域を対象に取り組むものまで多岐にわたります。そのため、取り組む内容の段階を大きく3つの活動範囲（身近な範囲、地域・地区の範囲、全市域の範囲）に分け、市民・事業者・市等がそれぞれの役割を担いながら、熟度に応じ効果的な施策を選択の上、進めていくことが大切です。

- 身近な景観は、ひとりひとりやご近所さんで意識して取り組む、家の周りや通勤・通学路といった日常的な生活空間に着目して示します。
- 地域・地区の景観は、自治会、あるいは商店会等が中心となって取り組む、わがまちの範囲として認識できる一定のまとまりをもった空間に着目して示します。
- 全市域の景観は、本市内のどこでも必要な取り組みを示します。



(1) 身近なところからの景観形成

身近な景観は、まちで暮らす人々、あるいは事業を営む人々が生み出すものであり、私たちの普段の暮らしや事業活動において「身近な環境を美しくしよう」「気持ちよく過ごせるようにしよう」という心がけの積み重ねが、うるおいある心地よい景観を形づくる上でとても重要です。庭を美しく手入れしたり、事業所の周辺の清掃に取り組むといったごく身近なことから、周辺に配慮したデザインを施すことまで、心がけ次第で良好な景観形成に寄与することができます。



玄関まわりの花飾り

私たちが身近にできるところから一歩一歩広げていきましょう。

① 身近な景観を良くする取り組みの推進

- 身近なところに意識を向け、日々の取り組みが景観形成につながっていることを理解し、日常的な行いに思いやりの心をもって、あるいは楽しみと結びつけながら景観形成に取り組んでいきましょう。

② 身近な景観形成につながる情報の発信・PR及び共有化

- 市は、本市の良好な景観や、市内で展開されている良好な都市景観の形成に向けた取り組み・活動を積極的に発信・PRします。
- 身近な景観形成の活動等の情報を市民・事業者・NPO・行政が共有し理解を深めていきましょう。

③ 市民・事業者・NPOが主体となった活動の支援

- 市は、良好な景観形成に寄与する活動・物件を顕彰するとともに、景観形成に関わる活動の経済的な援助、技術的な支援に努めます。

④ 景観に関する意識の醸成

- 市は、景観セミナー等の学習の機会や、まちあるきイベント等、景観に触れ楽しむ機会を増やします。積極的に参加し、景観に関する意識を高めていきましょう。
- また、市は、学校等の教育機関とも連携しながら、本市の景観に関する教育・学習を進めます。大人から子どもまで、将来の豊中の景観形成に向けた意識を高めていきましょう。

(2) 地域・地区での景観形成

地域・地区の景観形成につながる活動（景観まちづくり）は、そこで生活や事業を営み、個性を最も良く知っている住民や事業者のみなさんが主役となります。地域・地区にふさわしい空間づくりや、建物等により形づくられる景観をよりよいものにしていくためには、みなさんがまちを大切に思う心をもって取り組みを始め、良好な景観形成の課題や取り組み方について話し合い、方向性を共有していくことが求められます。

ご近所や自治会、商店会、各種協議会等、地域・地区の人たちが集まって力をあわせ、景観まちづくりを進めましょう。また、そうした取り組みに対して市は、支援等による協働のもと進めていきます。

①活動の展開

- 地域・地区の住民・事業者等が主体となった、“わがまちの活動”をはじめましょう。わがまちを美しくする清掃・美化活動や、まちなみを再発見するタウンウォッチング（まちあるき）等、みんなで楽しみながら活動しましょう。
- 市は、地域・地区のみなさんが主体となった景観まちづくり活動に際して専門家の派遣等の支援を行います。



身近なまちのタウンウォッチング

②状況に応じた取り組み

- ごみのないまちをめざして、アダプト活動に取り組んだり、花・みどりあふれるまちにするために花いっぱい運動を展開したりと、地区の状況や課題に応じた取り組みを進めていきましょう。
- 市は、美化・緑化等を推進する様々なしくみを用意し、支援していきます。
- 景観に特化しなくても、まちが元気になる、まちを良くしていくための活動は良好な景観形成につながります。地域・地区の活動として、イメージアップにつながるイベントの開催等も効果的です。



地域で取り組む美しいまちづくり
(アダプト・リバー・少路 (桜の町))



地域の住民や学校の生徒で花いっぱい運動に
取り組む法面 (新千里東町)

③景観形成に関するルールづくり

- 地区の景観の保全や育成を図るためには、そこで住まいのみなさんがまちの将来のすがたを話し合い、住民の合意のもと問題や課題の解決に向けて必要なルールづくりを行うことが最も効果的です。地区の住民や事業者のみなさんが主体となって、わがまちの景観について話し合い、自主的な方針や法的根拠を持つ基準を定める等の取り組みを進めましょう。
- 地区で定めるルールには、地区での合意形成を前提として、法的根拠をもつもの（地区計画等）や、お互いの信頼関係を大切にするもの（豊中市都市景観条例にもとづく景観形成協定等）が用意されています。地区の状況に合わせて活用しましょう。
- 地区の良好な景観形成の推進には、法・条例の規定にあてはまらない、ご近所づきあいといったソフトな取り組みや地区のみなさん自らが運用する緩やかな申し合わせ事項等も有効です。地域のコミュニティ活動と一体的に景観まちづくりを進めていきましょう。



住環境を保全するために地区計画を定めた地区
（新千里南町1丁目地区）



住環境を保全するために景観形成協定を定めた地区
（永楽荘桜自治会地区）

④市民・事業者・NPO・行政が相互理解を図る場づくり

- 市は、様々な立場の人がともに景観形成について考え、相互理解を図るための場づくりに努めます。
- 地域・地区の景観を良くしていくためにも、お互いの考え方等を把握できる情報収集の場を積極的に活用していきましょう。



開放された企業の緑地（稲津町）



様々な立場の人が協力して実現している
にぎわいの景観形成（豊中駅周辺）

(3) 全市域を対象とした景観形成

本市の都市景観は、拠点景観や軸景観等のほか、景観を特徴づける公共施設、建物や屋外広告物等から形成されるまちなみや、自然や歴史・文化資源等、様々な要素から構成されており、その一つひとつを次世代にも継承できる価値のあるかけがえのないものとしていくことで、市全体としてのすばらしい都市景観が形成されていきます。

そのため、全市域を対象とした景観形成においては、市民・事業者・行政等が相互に調整・連携・支援し合うだけでなく、それぞれの立場を理解しながら積極的に良好な景観形成に取り組んでいきます。



公共施設の景観形成（千里文化センター「コロボ」）

①公共施設の景観形成

公共施設はまちの景観の骨格を形づくる重要な要素であり、様々な景観要素をつなぐものとしてとても大切です。とりわけ、第4章の骨格景観として示したもののうち、拠点景観、軸景観については、公共事業のあり方が良好な景観形成に大きく影響するものです。

また、公共建築物はまちのイメージを高め、民間建築物のデザインにも良い影響を及ぼす波及効果が期待できるものです。

今後進める公共施設の整備、維持・管理にあたっては、景観への配慮を十分に行い、景観形成の先導的な役割を担っていきます。

ア 公共施設の整備における先導的な景観形成

- 本市では、大半の公共施設整備が完了しており、今後は維持・管理が中心となるなか、道路、河川、公園緑地、公共建築物においては、先導的に良好な景観を形成する整備、事業の実施だけでなく、維持・管理においても景観に配慮した整備を進めます。

【道路】

- 道路は、沿道の建築物や土地利用と一体となり、地域の景観を印象づける等、重要な役割を担っています。そのため、地域の特性や周辺の景観に調和した道路景観整備に努めます。
- 道路の整備にあたっては、街路樹によりうるおいや防災性を高めるとともに、街路灯や付属施設等においては、周辺のまちなみと調和した一体的な景観の形成に努めます。
- 特に軸景観をつくる幹線道路においては、軸としての連続性を保つとともに、沿道建築物との一体的な空間づくり等を進めるための誘導に努めます。また、旧街道においては、歴史的な建築物等や街道のスケール感をいかし、歴史性の継承や、落ち着いたたたずまいへの配慮等の誘導に努めます。



敷地内のみどりと街路樹が
うるおいをもたらす道路

- 道路等の公共施設の適切な維持・管理においては、地域の住民・事業者とも協働しながら、質の高い道路景観の形成に努めます。

【河川】

- 河川は、まちの景観の骨格を形成するとともに、豊かな自然にふれあえる水辺空間を提供しています。このため、河川としての必要な機能や安全性を確保しつつ、市民の憩いの場となる親水性を有する空間や、連続性のある緑化、水面を楽しむ遊歩道の設置等、質の高い河川景観の形成に努めます。



自然にふれあえる千里川の親水空間

【公園・緑地】

- 公園・緑地は、地域住民の憩いやふれあいの場として親しまれる等、地域の景観形成において重要な施設です。このため、樹木や樹林地をいかす等、市民が愛着を持ち、大切にしていける公園・緑地づくりに向けて、地域住民等と協働で公園・緑地の保全・育成に努めます。
- まとまった緑地が残る緑地軸、河川等の親水軸等、骨格となる自然資源の保全に努めます。



清谷池公園の植栽

【公共建築物】

- 公共建築物は、地域活動の拠点やランドマークとなる等、地域の景観形成において重要な役割を担います。そのため、地域の特性や周辺の景観に調和あるいは質的向上に資する施設整備に努めます。
- 公共施設の改修・補修等に当たっては、良好な景観が維持できるよう、整備後も適切な維持・管理に努めます。



豊島温水プールとエントランス空間

イ 連携のとれた公共事業の実施

- 公共事業の実施にあたっては、都市デザインアドバイザーのしくみを活用するほか、関係部局等との協議等を行い、景観形成を先導する質の高い取り組みとなるよう連携を図ります。
- 公共事業にあたっては、景観重要公共施設のしくみを活用する等し、本市の都市景観形成の方向性に合致した取り組みとなるよう、実施主体にはたらきかけていきます。



(仮称)豊中市文化芸術センターの完成予想パース

②建築物等による景観形成

優れた景観を形成していくためには、周辺の景観と調和する建築物等を「つくる」ことが求められます。建物や工作物をつくる、開発行為でまちをつくるといった行いは、良好な景観を形成する一大機会であり、50年、あるいは100年通じる景観を形成することが必要です。また、周辺の景観に配慮した優れたデザインの建築物等は、まちの一部として永く残り、周辺住民等からも愛されるものとなります。

建築物等をつくる際には、周辺の景観の特徴に応じた配慮や良好な景観形成に資する取り組みを進めましょう。



建て替えにあたって建築物のデザインの調整がなされた団地（UR シャレール東豊中）

ア 景観を意識した建築物等の「自主的配慮」 ～いいものをつくりましょう～

- 建築物等の計画・設計にあたっては、自らの考えやセンス等をいかしつつ、周辺環境やまちなみに調和するよう配慮し、より優れた景観を形成していきましょう。
- 市では、豊中市都市景観条例に基づき景観への配慮事項を「景観配慮指針」として示すほか、景観形成上の様々な工夫をまとめた手引書「まちなみづくりの手引き（建築物・工作物・開発行為編）」や都市デザインアドバイザーによる相談制度を用意しています。これらを活用し、景観形成への配慮について考え、工夫を取り入れていきましょう。



まちなみづくりの手引き
（建築物・工作物・開発行為編）

イ 豊中市都市景観条例に基づく大規模建築物等の「誘導」

～よりよいものをめざしましょう～

- 大規模な建築物等は景観に大きな影響を及ぼすため、景観形成においてより一層の創意工夫が求められます。
- 市では、一定規模以上の建築物等に対し、よりよい建物づくりにむけ、豊中市都市景観条例に基づく「景観配慮指針」に基づき、周辺の景観への配慮等を求める助言・指導を行うほか、景観形成上の様々な工夫をまとめた手引書「まちなみづくりの手引き（建築物・工作物・開発行為編）」の活用により、事業者等に景観面での工夫を促すとともに、また、計画・設計の早い段階で事前協議を行い、必要に応じて都市デザインアドバイザーによる助言を受けながら、質の高い建築物等となるよう、誘導を行います。このような良好な景観形成につながる考え方も積極的に取り入れ、よりよい建築物等をめざしましょう。

ウ 景観法に基づく大規模建築物等の「規制」

～悪いものとならないように一定の水準を確保します～

- 市は、大規模建築物等を計画・設計するにあたって景観形成上最低限まもるべきルールを、景観法に基づく「景観形成基準」（「第8章 景観法に基づく事項等」を参照）として定めま
す。基準に適合しない等、景観形成に悪影響を及ぼす事業・計画等に対しては、景観法に基
づく勧告、変更命令を行い、是正を促し、景観の維持と改善に取り組みます。
- 最低限まもるルールとして遵守し、周辺の景観と調和した建築物等を計画していきましょう。

③屋外広告物による景観形成

屋外広告物は、効果的に掲出することでまちのにぎわいや活気の演出にも寄与しますが、その
一方で、乱雑・過剰な広告物の掲出は景観を阻害することにもなります。

屋外広告物も都市景観を構成する重要な要素として認識し、周辺景観との調和等にも配慮した
屋外広告物の掲出を進めていきましょう。

ア 景観を意識した屋外広告物の「自主的配慮」 ～いいものをつくりましょう～

- 建築物だけではなく、屋外広告物の掲出にあたっては、
自らの取り組みが景観の一部を形づくっていることを
認識して、周辺景観への配慮や調和を心がけましょう。
- 市では、景観形成上の様々な工夫をまとめた「まちな
みづくりの手引き(屋外広告物編)」を作成しています。
これらを活用し、まちの魅力を高める屋外広告物を掲
出しましょう。



まちなみづくりの手引き
(屋外広告物編)

イ 豊中市都市景観条例による屋外広告物の「誘導」

～よりよいものをめざしましょう～

- 大規模な屋外広告は景観に大きな影響を及ぼすため、景観形成においてより一層の創意工
夫が求められます。
- 市では、大規模な屋外広告物のデザイン・設計に対しては、豊中市都市景観条例に基づく「景
観配慮指針」に基づき、周辺の景観への配慮等を求めるほか、「まちなみづくりの手引き(屋
外広告物編)」の活用による景観面での工夫や配慮を促します。また、計画・設計の早い段
階で事前協議を行い、必要に応じて都市デザインアドバイザーからのアドバイスをうけなが
ら、助言・指導を行います。このような良好な景観形成につながる考え方も積極的に取り入
れ、まちの魅力を高めるような屋外広告物をめざしましょう。

ウ 屋外広告物法・屋外広告物条例に基づく屋外広告物の「規制」

～悪いものとならないように一定の水準を確保します～

- 市では、良好な景観の形成及び公衆への危害防止のため、屋外広告物法に基づく豊中市屋外広告物条例を制定し、最低限まもるべきルールとして具体的な制限内容や許可基準等を定め、一定の水準の確保に取り組みます。
- ルールを遵守し、周辺の景観と調和するとともに、危害等を及ぼさない安全な屋外広告物等を設置していきましょう。

エ 屋外広告物の「活用」

- 屋外広告物は商業環境の活性化に役立ちます。地域で大きさや設置位置を揃える等のルールを設けたり、デザインを工夫しあう等、屋外広告物をまちの魅力づくりに活用することもできます。屋外広告物に関する協定を結ぶ等、商業環境のまちづくりに積極的にいかすことを考えていきましょう。
- のれんやバナー等の屋外広告物も、効果的に掲出することで、にぎわいや雰囲気づくり、季節感の演出等に役立ちます。また、デザインや材質も様々に工夫できるものです。まちなみの表情とあわせた屋外広告物の掲出で、まちに彩りを添え、歩いて楽しくなる空間づくりに役立てましょう。
- 屋外広告物は、商店等にとっては、店名だけでなく店や商品のイメージも発信するツールでもあります。また、企業にとってはC^{シー}I^{アイ}（コーポレート・アイデンティティ）のツールであり、企業イメージを表現するものです。良好な屋外広告物を掲出することは、結果的に企業イメージの向上につながります。地域に根づいた商店・企業であることを屋外広告物を通じてアピールする等、地域への貢献を表現しながら、良好な屋外広告物景観をつくっていきましょう。



良好な屋外広告物の例



良好な屋外広告物の例

④景観資源の保全・活用による景観形成

本市の様々な場所に位置する歴史的あるいは景観上特徴のある資源、市民に永く親しまれている景観資源を保全するとともに、それらを積極的に景観形成にいかしていくことも大切です。



地域に息づく景観資源（大塚古墳）

ア 景観資源の保全に向けた「意識の醸成」

- 歴史的な景観資源や景観上特徴があり、周辺住民等からも愛される景観資源は、本市の「共有資産」としての価値が認められるものですが、保全に向けては所有者の理解が欠かせません。
- 所有者及び周辺住民等で景観資源の重要性を認識・共有し、大切にしていきたいと思います。

イ 景観資源の「保全」

- 所有者等の理解が得られた景観資源について、豊中市都市景観条例や景観法、その他の制度の活用等により、保全していきます。

A) 豊中市都市景観条例に基づく都市景観形成建築物等の指定による「保全」

- 都市景観の形成上、保存する価値があると認められる重要な建築物、工作物その他の物件の保全・活用には、豊中市都市景観条例に基づく「都市景観形成建築物等」のしくみが使えます。
- 指定物件の維持・管理においては経済的・技術的支援が受けられます。

B) 景観法に基づく景観重要建造物・景観重要樹木の指定による「保全」

- 景観上重要な建築物や工作物、樹木等の保全には、景観法に基づく「景観重要建造物・景観重要樹木」のしくみもあります。
- 景観重要建造物及び景観重要樹木は景観上重要と認められるものを対象に、所有者の意見を聴いて指定します。
- 指定物件の維持・管理には法に基づく景観整備機構の助力を得られたり、税制面での優遇措置を受けることができます。

C) その他文化財やみどり関連制度による「保全」

- 指定文化財や登録文化財等の文化財関連の制度や、保護樹木・保護樹林等のしくみも景観資源の保全に役立ちます。所有者等の意向をふまえ、適したしくみを運用します。

ウ 景観資源の「活用」

- 市では、市民が大切にしている景観資源に関する情報発信や、景観資源を生かした活動を展開する等、景観資源をまちづくり等に積極的にいかす等し、歴史・文化をいかしたまちづくりを進めます。